

- 第86号議案 学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 第87号議案 学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第88号議案 学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例
- 第89号議案 学校教育職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 第90号議案 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 第91号議案 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

## 1 経緯

令和3年6月に地方公務員法の一部を改正する法律案（令和3年法律第63号）が公布（令和5年4月1日施行）された。これにより、60歳を境に適用される制度が変わるため、以下の条例の改正を行う。

## 2 改正内容

議案番号	条例	内容
86	学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例	再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員に改める。 ※学校教育職員（固有教員）は再任用に係る規定がなかったため、今回追加する。
90	幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例	
87	学校教育職員の給与に関する条例	1 当分の間、60歳に達した職員に係る給与の算定方法を次のように改める。 (1) 職員が60歳に達した日後の最初の4月1日（以下「特定日」という。）以後の給料月額を7割水準にする（以下「給料月額の7割措置」という。）。 (2) 役職定年制により降任または降給を伴う転任をした職員に係る給料月額に役職定年調整額を加算する。 2 定年前再任用短時間勤務職員の給与の算定方法等を定める。 3 定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額を定める。
91	幼稚園教育職員の給与に関する条例	

88	学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例	給与等に関する特別措置および旅費の対象に定年前再任用短時間勤務職員を追加する。
89	学校教育職員の旅費に関する条例	

### 3 施行期日

学校教育職員・幼稚園教育職員

令和5年4月1日

## 第86号議案

学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年10月27日

品川区長職務代理者

品川区副区長 桑 村 正 敏

学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成20年品川区条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条中「常時勤務の者」の次に「および地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）」を加える。

第3条に次の2項を加える。

- 3 定年前再任用短時間勤務職員の正規の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、1週間について15時間30分から31時間までの範囲内で教育委員会が定める。
- 4 教育委員会は、職務の性質により前3項の規定により難しいときは、休憩時間を除き、品川区教育委員会規則（以下「規則」という。）で定める期間につき1週間当たり38時間45分（育児短時間勤務職員等にあつては当該育児短時間勤務等の内容に従った時間、定年前再任用短時間勤務職員にあつて

は前項の規定に基づき定める時間) とする正規の勤務時間を、特別区人事委員会(以下「人事委員会」という。)の承認を得て、別に定めることができる。

第4条ただし書中「、月曜日」を「月曜日」に、「次条ただし書」を「次条第1項ただし書」に改め、「除く」の次に「。以下同じ」を加え、「、当該」を「当該」に、「とする」を「とし、定年前再任用短時間勤務職員については月曜日から金曜日までの日において1日につき7時間45分を超えない範囲内で正規の勤務時間を割り振るものとする」に改め、同条に次の1項を加える。

2 教育委員会は、職務の性質により特別の勤務形態によって勤務する必要がある職員については、前項の規定にかかわらず、正規の勤務時間の割振りを別に定めることができる。

第5条ただし書中「、必要」を「必要」に、「、当該」を「当該」に、「ものとする」を「ものとし、定年前再任用短時間勤務職員については日曜日および土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる」に改め、同条に次の1項を加える。

2 教育委員会は、職務の性質により特別の勤務形態によって勤務する必要がある職員については、前項の規定にかかわらず、4週間ごとの期間につき8日の週休日(育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、定年前再任用短時間勤務職員にあつては8日以上)の週休日(育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容)により、これにより難しい場合において、人事委員会の承認を得て、4週

間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設けるときは、この限りでない。

第6条第1項中「品川区教育委員会規則（以下「規則」という。）」を「規則」に改める。

第8条第1項ただし書中「特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）」を「人事委員会」に改める。

第14条第1項中「育児短時間勤務職員等」の次に「および定年前再任用短時間勤務職員」を加える。

#### 付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（説明）定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間、休日、休暇等を定める必要がある。

新旧対照表

○学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例

新	旧
<p>(職員の定義)</p> <p>第2条 この条例において、学校教育職員（以下「職員」という。）とは、品川区立小学校、中学校および義務教育学校の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭および講師（<u>常時勤務の者および地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）に限る。</u>）のうち市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条第1号に規定する者以外の者をいう。</p> <p>（1週間の正規の勤務時間）</p> <p>第3条 （第1項および第2項省略）</p> <p>3 <u>定年前再任用短時間勤務職員の正規の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、1週間について15時間30分から31時間までの範囲内で教育委員会が定める。</u></p> <p>4 <u>教育委員会は、職務の性質により前3項の規定により難しいときは、休憩時間を除き、品川区教育委員会規則（以下「規則」という。）で定める期間につき1週間当たり38時間45分（育児短時間勤務職員等にあつては当該育児短時間勤務等の内容に従った時間、定年前再任用短時間勤務職員にあつては前項の規定に基づき定める時間）とする正規の勤務時間を、特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の承認を得て、別に定めることができる。</u></p> <p>（正規の勤務時間の割振り）</p> <p>第4条 教育委員会は、暦日を単位として月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の正規の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については月曜日から金曜日までの日（次条第1項ただし書の規定により定められた週休日を除く。<u>以下同じ。</u>）において当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えな</p>	<p>(職員の定義)</p> <p>第2条 この条例において、学校教育職員（以下「職員」という。）とは、品川区立小学校、中学校および義務教育学校の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭および講師（<u>常時勤務の者に限る。</u>）のうち市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条第1号に規定する者以外の者をいう。</p> <p>（1週間の正規の勤務時間）</p> <p>第3条 （第1項および第2項省略）</p> <p>（正規の勤務時間の割振り）</p> <p>第4条 教育委員会は、暦日を単位として月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の正規の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、<u>月曜日から金曜日までの日（次条ただし書の規定により定められた週休日を除く。）</u>において、<u>当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で正規</u></p>

新	旧
<p>い範囲内で正規の勤務時間を割り振るものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員については月曜日から金曜日までの日において1日につき7時間45分を超えない範囲内で正規の勤務時間を割り振るものとする。</u></p>	<p>の勤務時間を割り振るものとする。</p>
<p>2 <u>教育委員会は、職務の性質により特別の勤務形態によって勤務する必要がある職員については、前項の規定にかかわらず、正規の勤務時間の割振りを別に定めることができる。</u></p> <p>(週休日)</p>	<p>(週休日)</p>
<p>第5条 日曜日および土曜日は、週休日（正規の勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、教育委員会は、<u>育児短時間勤務職員等については必要に応じ当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員については日曜日および土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</u></p>	<p>第5条 日曜日および土曜日は、週休日（正規の勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、教育委員会は、<u>育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとする。</u></p>
<p>2 <u>教育委員会は、職務の性質により特別の勤務形態によって勤務する必要がある職員については、前項の規定にかかわらず、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、定年前再任用短時間勤務職員にあつては8日以上で週休日）を設けるものとする。ただし、職務の特殊性または当該学校の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、これにより難しい場合において、人事委員会の承認を得て、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設けるときは、この限りでない。</u></p> <p>(週休日の振替等)</p>	<p>(週休日の振替等)</p>
<p>第6条 教育委員会は、職員に前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、<u>規則の定めるところにより、第4条の規定により正規の勤務時間が割り振られた日（以下この条に</u></p>	<p>第6条 教育委員会は、職員に前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、<u>品川区教育委員会規則（以下「規則」という。）の定めるところにより、第4条の規定により正規の</u></p>

新	旧
<p>において「勤務日」という。)のうち規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して、当該勤務日に割り振られた正規の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。</p> <p>(超過勤務)</p> <p>第8条 教育委員会は、公務のため臨時または緊急にやむを得ない必要がある場合には、職員に対し、第3条、第4条および第6条に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務(以下「超過勤務」という。)をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として<u>人事委員会</u>の承認を得て、規則で定める場合に限り、これを命ずることができる。</p> <p>(第2項省略)</p> <p>(年次有給休暇)</p> <p>第14条 年次有給休暇は、一会計年度ごとの休暇とし、その日数は、一会計年度において、20日(育児短時間勤務職員等および定年前再任用短時間勤務職員)にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数)とする。</p> <p>(第2項から第5項まで省略)</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>勤務時間が割り振られた日(以下この条において「勤務日」という。)のうち規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して、当該勤務日に割り振られた正規の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。</p> <p>(超過勤務)</p> <p>第8条 教育委員会は、公務のため臨時または緊急にやむを得ない必要がある場合には、職員に対し、第3条、第4条および第6条に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務(以下「超過勤務」という。)をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として<u>特別区人事委員会</u>(以下「人事委員会」という。)の承認を得て、規則で定める場合に限り、これを命ずることができる。</p> <p>(第2項省略)</p> <p>(年次有給休暇)</p> <p>第14条 年次有給休暇は、一会計年度ごとの休暇とし、その日数は、一会計年度において、20日(育児短時間勤務職員等にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数)とする。</p> <p>(第2項から第5項まで省略)</p>



## 第87号議案

学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年10月27日

品川区長職務代理者

品川区副区長 桑 村 正 敏

学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

学校教育職員の給与に関する条例（平成20年品川区条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条中「常時勤務の者」の次に「および地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）」を加える。

第7条第6項中「当該職員」を「その者」に、「職員の属する」を「その者の属する」に改め、同条中第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 定年前再任用短時間勤務職員の給料月額は、その者に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第20条第4項中「育児短時間勤務職員等」の次に「および定年前再任用短時間勤務職員」を加える。

第22条中「育児短時間勤務職員等」を「次の各号に掲げる者」に、「同項に

規定する勤務時間を同条第2項の規定により定められたその者の勤務時間で除して得た」を「当該各号に定める」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 育児短時間勤務職員等 勤務時間条例第3条第1項に規定する勤務時間を同条第2項の規定により定められたその者の勤務時間で除して得た数
- (2) 定年前再任用短時間勤務職員 勤務時間条例第3条第1項に規定する勤務時間を同条第3項の規定により定められたその者の勤務時間で除して得た数

第31条第2項中「号給」の次に「(定年前再任用短時間勤務職員にあつては、職務の級)」を加える。

第32条に次の1項を加える。

- 3 第13条、第14条および第16条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

付則を付則第1条とし、同条に見出しとして「(施行期日)」を付し、付則に次の2条を加える。

(職員の定年の引上げに関する経過措置)

第2条 当分の間、職員の給料月額、その者が60歳に達した日後における最初の4月1日(第3項において「特定日」という。)以後、給料表の給料月額のうち、その者の属する職務の級および受ける号給に応じた額(この条例その他の条例の規定により、その者につき当該号給に応じた額と異なる給料月額が定められている場合は、当該異なる給料月額)に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数がある場合はこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数がある場合はこれを100円に切り上げるものとする。)とす

る。

2 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員および常時勤務を要しない職員
- (2) 地方公務員法第28条の5第1項または第2項の規定により同法第28条の2第1項に規定する異動期間(同法第28条の5第1項または第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同法第28条の2第1項に規定する管理監督職を占める職員
- (3) 地方公務員法第28条の7第1項または第2項の規定により勤務している職員(同法第28条の6第1項に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)

3 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日(以下この項および第5項において「異動日」という。)の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に第1項の規定によりその者の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日にその者が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数がある場合はこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数がある場合はこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(人事委員会が定める職員を除く。)の給料月額は、当分の間、特定日以後、第1項の規定によりその者の受ける給料月額に基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を加算した額とする。

- 4 前項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額がその者の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額と第1項の規定によりその者の受ける給料月額」とする。
- 5 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(第1項の規定の適用を受ける職員に限り、第3項に規定する職員を除く。)であって、同項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受けるとの均衡上必要があると認められる職員の給料月額は、当分の間、人事委員会の定めるところにより、第1項の規定によりその者の受ける給料月額に前2項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額とする。
- 6 第3項または前項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受けるとの均衡上必要があると認められる職員の給料月額は、当分の間、人事委員会の定めるところにより、同項の規定によりその者の受ける給料月額に前3項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額とする。
- 7 当分の間、第1項の規定の適用を受ける職員に対する職員の分限に関する条例第2条第2項、第2条の2第1項および第4項ならびに第5条の2の規定の適用については、同条例第2条第2項中「職員」とあるのは「学校教育職員の給与に関する条例(平成20年品川区条例第23号。以下「給与条例」という。)付則第2条第1項の規定による場合のほか、職員」と、同条例第2条の

2第1項中「とする」とあるのは「とする。ただし、給与条例付則第2条第1項の規定による降給は、この限りでない」と、同条第4項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、給与条例付則第2条第1項の規定による降給は、この限りでない」と、同条例第5条の2中「とする」とあるのは「とする。ただし、給与条例付則第2条第1項の規定による降給は、この限りでない」とする。

8 第1項から前項までに定めるもののほか、第1項の規定および第3項の規定による給料月額その他第1項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(委任)

第3条 この条例の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

別表第1中

職務の級	号給
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15

職員の区分	職務の級
	号給
	1
	2
	3
	4
	5
	6
	7
	8
	9
	10
	11
	12
	13
	14
	15

16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59

16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59

60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100
101
102
103

を

定年前再  
任用短時  
間勤務職  
員以外の  
職員

60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100
101
102
103

に改め、同表に次のように加える。

104
105
106
107
108
109
110
111
112
113
114
115
116
117
118
119
120
121
122
123
124
125
126
127
128
129
130
131
132
133
134
135
136
137
138
139
140
141
142
143
144
145
146
147

104
105
106
107
108
109
110
111
112
113
114
115
116
117
118
119
120
121
122
123
124
125
126
127
128
129
130
131
132
133
134
135
136
137
138
139
140
141
142
143
144
145
146
147



148		148
149		149
150		150
151		151
152		152
153		153
154		154
155		155
156		156
157		157
158		158
159		159
160		160
161		161
162		162
163		163
164		164
165		165
166		166
167		167
168		168
169		169
170		170
171		171
172		172
173		173
174		174
175		175
176		176
177		177

定年前再 任用短時 間勤務職 員	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		219,700	258,100	276,600	294,600	324,900

付 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学校教育職員の給与に関する条例付則第2条の規定は、地方公務

員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第3条第5項および第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、特別区人事委員会が定める。

（説明）定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額のほか、60歳に達した学校教育職員に係る給与の算定方法等を定める必要がある。

新旧対照表

○学校教育職員の給与に関する条例

新	旧
<p>(職員の定義)</p> <p>第2条 この条例において、学校教育職員（以下「職員」という。）とは、品川区立小学校、中学校および義務教育学校の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭および講師（<u>常時勤務の者および地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）に限る。</u>）のうち市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条第1号に規定する者以外の者をいう。</p> <p>第7条 （第1項から第5項まで省略）</p> <p>6 職員を降給させる場合におけるその者の号給は、職員の分限に関する条例（昭和27年品川区条例第1号）第5条の2の規定に基づき、<u>その者が降給した日の前日に受けていた号給より3号給下位の号給（当該受けていた号給がその者の属する職務の級の最低の号給の上位3号給以内の号給である場合にあっては、当該最低の号給）とする。</u></p> <p>7 <u>定年前再任用短時間勤務職員の給料月額は、その者に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u></p> <p>8 第2項から第4項までおよび第6項の規定の実施について必要な基準は、人事委員会の承認を得て規則で定める。 （超過勤務手当）</p> <p>第20条 （第1項から第3項まで省略）</p> <p>4 育児短時間勤務職員等および定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間を割り振られた日（次条の規定により休日給が支給されることとなる日を除く。）において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その</p>	<p>(職員の定義)</p> <p>第2条 この条例において、学校教育職員（以下「職員」という。）とは、品川区立小学校、中学校および義務教育学校の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭および講師（常時勤務の者に限る。）のうち市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条第1号に規定する者以外の者をいう。</p> <p>第7条 （第1項から第5項まで省略）</p> <p>6 職員を降給させる場合におけるその者の号給は、職員の分限に関する条例（昭和27年品川区条例第1号）第5条の2の規定に基づき、<u>当該職員が降給した日の前日に受けていた号給より3号給下位の号給（当該受けていた号給が職員の属する職務の級の最低の号給の上位3号給以内の号給である場合にあっては、当該最低の号給）とする。</u></p> <p>7 第2項から第4項までおよび第6項の規定の実施について必要な基準は、人事委員会の承認を得て規則で定める。 （超過勤務手当）</p> <p>第20条 （第1項から第3項まで省略）</p> <p>4 育児短時間勤務職員等が、正規の勤務時間を割り振られた日（次条の規定により休日給が支給されることとなる日を除く。）において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日にお</p>

新	旧
<p>勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第1項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内の割合」とあるのは、「100分の100」とする。</p>	<p>ける正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第1項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内の割合」とあるのは、「100分の100」とする。</p>
<p>(勤務1時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第22条 第19条第1項、第20条第1項および第3項ならびに前条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額および人事委員会の承認を得て規則で定める手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を勤務時間条例第3条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたものから同項に規定する勤務時間を5で除して得た時間に人事委員会の承認を得て規則で定める日の数を乗じたものを減じたもので除して得た額(次の各号に掲げる者にあつては、その額に当該各号に定める数を乗じて得た額)とする。</p>	<p>(勤務1時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第22条 第19条第1項、第20条第1項および第3項ならびに前条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額および人事委員会の承認を得て規則で定める手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を勤務時間条例第3条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたものから同項に規定する勤務時間を5で除して得た時間に人事委員会の承認を得て規則で定める日の数を乗じたものを減じたもので除して得た額(育児短時間勤務職員等にあつては、その額に同項に規定する勤務時間を同条第2項の規定により定められたその者の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額)とする。</p>
<p>(1) <u>育児短時間勤務職員等</u> 勤務時間条例第3条第1項に規定する勤務時間を同条第2項の規定により定められたその者の勤務時間で除して得た数</p> <p>(2) <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> 勤務時間条例第3条第1項に規定する勤務時間を同条第3項の規定により定められたその者の勤務時間で除して得た数</p>	
<p>(義務教育等教員特別手当)</p> <p>第31条 職員には、義務教育等教員特別手当を支給する。</p> <p>2 義務教育等教員特別手当の月額は、7,950円を超えない範囲内で、職務の級および号給(定年前再任用短時間勤務職員にあつては、職務の級)の別に応じて、人事委員会の承認を得て規則で定める。</p> <p>(特定職員についての適用除外)</p>	<p>(義務教育等教員特別手当)</p> <p>第31条 職員には、義務教育等教員特別手当を支給する。</p> <p>2 義務教育等教員特別手当の月額は、7,950円を超えない範囲内で、職務の級および号給の別に応じて、人事委員会の承認を得て規則で定める。</p> <p>(特定職員についての適用除外)</p>
<p>第32条 (第1項から第2項まで省略)</p> <p>3 第13条、第14条および第16条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員に</p>	<p>第32条 (第1項から第2項まで省略)</p>

新	旧
<p><u>は適用しない。</u></p> <p>付 則 <u>(施行期日)</u></p> <p>第1条 <u>この条例は、平成21年4月1日から施行する。</u> <u>(職員の定年の引上げに関する経過措置)</u></p> <p>第2条 <u>当分の間、職員の給料月額、その者が60歳に達した日後における最初の4月1日(第3項において「特定日」という。)以後、給料表の給料月額のうち、その者の属する職務の級および受ける号給に応じた額(この条例その他の条例の規定により、その者につき当該号給に応じた額と異なる給料月額が定められている場合は、当該異なる給料月額)に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数がある場合はこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数がある場合はこれを100円に切り上げるものとする。)</u>とする。</p> <p>2 <u>前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。</u></p> <p>(1) <u>臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員および常時勤務を要しない職員</u></p> <p>(2) <u>地方公務員法第28条の5第1項または第2項の規定により同法第28条の2第1項に規定する異動期間(同法第28条の5第1項または第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同法第28条の2第1項に規定する管理監督職を占める職員</u></p> <p>(3) <u>地方公務員法第28条の7第1項または第2項の規定により勤務している職員(同法第28条の6第1項に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)</u></p> <p>3 <u>地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日(以下この項および第5項において「異動日」という。)の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に第1項の規定によりその者の受ける給料月</u></p>	<p>付 則</p> <p>この条例は、平成21年4月1日から施行する。</p>

新	旧
<p>額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日にその者が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数がある場合はこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数がある場合はこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会が定める職員を除く。）の給料月額は、当分の間、特定日以後、第1項の規定によりその者の受ける給料月額に基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を加算した額とする。</p> <p>4 前項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額がその者の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額と第1項の規定によりその者の受ける給料月額」とする。</p> <p>5 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第1項の規定の適用を受ける職員に限り、第3項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受けるとの均衡上必要があると認められる職員の給料月額は、当分の間、人事委員会の定めるところにより、第1項の規定によりその者の受ける給料月額に前2項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額とする。</p> <p>6 第3項または前項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受けるとの均衡上必要があると認められる職員の給料月額は、当分の間、人事委員会の定めるところにより、同項の規定によりその者の受ける給料月額に前3項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額とする。</p> <p>7 当分の間、第1項の規定の適用を受ける職員に対する職員の分限に関する条例第2条第2項、第2条の2第1項および第4項ならびに第5条の2</p>	

新	旧
<p>の規定の適用については、同条例第2条第2項中「職員」とあるのは「学校教育職員の給与に関する条例（平成20年品川区条例第23号。以下「給与条例」という。）付則第2条第1項の規定による場合のほか、職員」と、同条例第2条の2第1項中「とする」とあるのは「とする。ただし、給与条例付則第2条第1項の規定による降給は、この限りでない」と、同条例第4項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、給与条例付則第2条第1項の規定による降給は、この限りでない」と、同条例第5条の2中「とする」とあるのは「とする。ただし、給与条例付則第2条第1項の規定による降給は、この限りでない」とする。</p> <p>8 第1項から前項までに定めるもののほか、第1項の規定および第3項の規定による給料月額その他第1項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。</p> <p>（委任）</p> <p>第3条 この条例の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。</p> <p>別表第1（省略）</p> <p>付 則</p> <p>1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p>2 改正後の学校教育職員の給与に関する条例付則第2条の規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第3条第5項および第6項の規定により勤務している職員には適用しない。</p> <p>3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、特別区人事委員会が定める。</p>	<p>別表第1（省略）</p>

新旧対照表

○学校教育職員の給与に関する条例

新								旧						
別表第1（第6条関係）								別表第1（第6条関係）						
職員の 区分	職務の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	職務の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		号給	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額		給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	(省 略)	円	円	円	円	円	円	(省 略)	円	円	円	円	円	円
		(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)		(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額							
		219,700	258,100	276,600	294,600	324,900	392,500							



## 第 88 号議案

学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 10 月 27 日

品川区長職務代理者

品川区副区長 桑 村 正 敏

学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（平成 21 年品川区条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「常時勤務の者」の次に「および地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める者」を加える。

付 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（説明）定年前再任用短時間勤務職員の給与その他の勤務条件について特例を定める必要がある。

新旧対照表

○学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、学校教育職員とは、品川区立小学校、中学校および義務教育学校の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭および講師（常時勤務の者および<u>地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。</u>）のうち市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条第1号に規定する職員以外の者をいう。</p> <p>付 則</p> <p><u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、学校教育職員とは、品川区立小学校、中学校および義務教育学校の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭および講師（常時勤務の者に限る。）のうち市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条第1号に規定する職員以外の者をいう。</p>

第 89 号議案

学校教育職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 10 月 27 日

品川区長職務代理者

品川区副区長 桑 村 正 敏

学校教育職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

学校教育職員の旅費に関する条例（平成 21 年品川区条例第 30 号）の一部  
を次のように改正する。

第 1 条中「常時勤務の者」の次に「および同法第 22 条の 4 第 1 項に規定する  
短時間勤務の職を占める者」を加える。

付 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（説明）定年前再任用短時間勤務職員の旅費を定める必要がある。

新旧対照表

○学校教育職員の旅費に関する条例

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、公務のために旅行する学校教育職員（品川区立小学校、中学校および義務教育学校の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭および講師（常時勤務の者および同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）のうち市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条第1号に規定する職員以外の者をいう。以下「職員」という。）の旅費に関し、諸般の基準を定めるものとする。</p> <p>付 則</p> <p>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、公務のために旅行する学校教育職員（品川区立小学校、中学校および義務教育学校の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭および講師（常時勤務の者に限る。）のうち市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条第1号に規定する職員以外の者をいう。以下「職員」という。）の旅費に関し、諸般の基準を定めるものとする。</p>

## 第90号議案

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する  
条例

上記の議案を提出する。

令和4年10月27日

品川区長職務代理者

品川区副区長 桑 村 正 敏

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正す  
る条例

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年品川区  
条例第33号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「第28条の5第1項または第28条の6第2項に規定する  
短時間勤務の職を占める」を「第22条の4第1項の規定により採用された」  
に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条  
第4項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め  
る。

第4条第1項ただし書中「、月曜日」を「月曜日」に、「、当該」を「当該」  
に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「、1日」  
を「1日」に改める。

第5条第1項ただし書中「、必要」を「必要」に、「、当該」を「当該」に、  
「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「、日曜日」  
を「日曜日」に改め、同条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任

用短時間勤務職員」に改める。

第6条第2項および第15条第1項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

#### 付 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項または第2項の規定により採用された職員をいう。）は、改正後の幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第3条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。

（説明）地方公務員法が改正されたことに伴い、規定を整備する必要がある。

新旧対照表

○幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例

新	旧
<p>(1週間の正規の勤務時間)</p>	<p>(1週間の正規の勤務時間)</p>
<p>第3条 (第1項および第2項省略)</p>	<p>第3条 (第1項および第2項省略)</p>
<p>3 地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された者(以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。)の正規の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、1週間について15時間30分から31時間までの範囲内で、教育委員会が定める。</p>	<p>3 地方公務員法第28条の5第1項または第28条の6第2項に規定する<u>短時間勤務の職を占める者</u>(以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。)の正規の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、1週間について15時間30分から31時間までの範囲内で、教育委員会が定める。</p>
<p>4 教育委員会は、職務の性質により前3項の規定により難しいときは、休憩時間を除き、品川区教育委員会規則(以下「規則」という。)で定める期間につき1週間当たり38時間45分(育児短時間勤務職員等にあつては当該育児短時間勤務等の内容に従った時間、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあつては前項の規定に基づき定める時間)とする正規の勤務時間を、特別区人事委員会(以下「人事委員会」という。)の承認を得て、別に定めることができる。</p>	<p>4 教育委員会は、職務の性質により前3項の規定により難しいときは、休憩時間を除き、品川区教育委員会規則(以下「規則」という。)で定める期間につき1週間当たり38時間45分(育児短時間勤務職員等にあつては当該育児短時間勤務等の内容に従った時間、<u>再任用短時間勤務職員</u>にあつては前項の規定に基づき定める時間)とする正規の勤務時間を、特別区人事委員会(以下「人事委員会」という。)の承認を得て、別に定めることができる。</p>
<p>(正規の勤務時間の割振り)</p>	<p>(正規の勤務時間の割振り)</p>
<p>第4条 教育委員会は、暦日を単位として月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の正規の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については月曜日から金曜日までの日(次条第1項ただし書の規定により定められた週休日を除く。以下同じ。)において当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で正規の勤務時間を割り振るものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>については月曜日から金曜日までの日において1日につき7時間45分を超えない範囲内で正規の勤務時間を割り振るものとする。</p>	<p>第4条 教育委員会は、暦日を単位として月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の正規の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、<u>月曜日から金曜日までの日</u>(次条第1項ただし書の規定により定められた週休日を除く。以下同じ。)において、<u>当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で正規の勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員</u>については、<u>月曜日から金曜日までの日</u>において、<u>1日につき7時間45分</u>を超えない範囲内で正規の勤務時間を割り振るものとする。</p>
<p>(第2項省略)</p>	<p>(第2項省略)</p>
<p>(週休日)</p>	<p>(週休日)</p>
<p>第5条 日曜日および土曜日は、週休日(正規の勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、教育委員会は、育児短時間勤務職</p>	<p>第5条 日曜日および土曜日は、週休日(正規の勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、教育委員会は、育児短時間勤務職</p>

新	旧
<p>員等については必要に応じ当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>については日曜日および土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p> <p>2 教育委員会は、職務の性質により特別の勤務形態によって勤務する必要がある職員については、前項の規定にかかわらず、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあつては8日以上での週休日）を設けるものとする。ただし、職務の特殊性または当該幼稚園の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、これにより難しい場合において、人事委員会の承認を得て、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設けるときは、この限りでない。</p> <p>（週休日の振替等）</p> <p>第6条（第1項省略）</p> <p>2 半日勤務時間の割振り変更の規定は、育児短時間勤務職員等および<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>（第4条第1項の規定により、1日につき7時間45分の正規の勤務時間が割り振られている場合を除く。）については、適用しない</p> <p>（年次有給休暇）</p> <p>第15条 年次有給休暇は、一会計年度ごとの休暇とし、その日数は、一会計年度において、20日（育児短時間勤務職員等および<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数）とする。</p> <p>（第2項から第5項まで省略）</p>	<p>員等については、<u>必要に応じ</u>、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>再任用短時間勤務職員</u>については、<u>日曜日および土曜日</u>に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p> <p>2 教育委員会は、職務の性質により特別の勤務形態によって勤務する必要がある職員については、前項の規定にかかわらず、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、<u>再任用短時間勤務職員</u>にあつては8日以上での週休日）を設けるものとする。ただし、職務の特殊性または当該幼稚園の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、これにより難しい場合において、人事委員会の承認を得て、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設けるときは、この限りでない。</p> <p>（週休日の振替等）</p> <p>第6条（第1項省略）</p> <p>2 半日勤務時間の割振り変更の規定は、育児短時間勤務職員等および<u>再任用短時間勤務職員</u>（第4条第1項の規定により、1日につき7時間45分の正規の勤務時間が割り振られている場合を除く。）については、適用しない</p> <p>（年次有給休暇）</p> <p>第15条 年次有給休暇は、一会計年度ごとの休暇とし、その日数は、一会計年度において、20日（育児短時間勤務職員等および<u>再任用短時間勤務職員</u>にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数）とする。</p> <p>（第2項から第5項まで省略）</p>



新	旧
<p data-bbox="203 204 297 236">付 則</p> <p data-bbox="120 248 792 280">1 <u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u></p> <p data-bbox="120 293 1117 504">2 <u>暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項または第2項の規定により採用された職員をいう。）は、改正後の幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第3条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。</u></p>	

## 第91号議案

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年10月27日

品川区長職務代理者

品川区副区長 桑 村 正 敏

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年品川区条例第32号）の一部を次のように改正する。

第7条第6項中「当該職員」を「その者」に、「職員の属する」を「その者の属する」に改め、同条第7項を次のように改める。

7 地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第7条の3を削る。

第22条第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第27条第3項、第30条第3項、第31条第2項および第31条の2中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

付則第7条中「前条」を「付則第6条」に改め、同条を付則第8条とし、付則第6条の次に次の1条を加える。

(職員の定年の引上げに関する経過措置)

第7条 当分の間、職員の給料月額、その者が60歳に達した日後における最初の4月1日(第3項において「特定日」という。)以後、給料表の給料月額のうち、その者の属する職務の級および受ける号給に応じた額(この条例その他の条例の規定により、その者につき当該号給に応じた額と異なる給料月額が定められている場合は、当該異なる給料月額)に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数がある場合はこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数がある場合はこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

2 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員および常時勤務を要しない職員
- (2) 地方公務員法第28条の5第1項または第2項の規定により同法第28条の2第1項に規定する異動期間(同法第28条の5第1項または第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同法第28条の2第1項に規定する管理監督職を占める職員
- (3) 地方公務員法第28条の7第1項または第2項の規定により勤務している職員(同法第28条の6第1項に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)

3 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職

員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この項および第5項において「異動日」という。）の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に第1項の規定によりその者の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日にその者が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数がある場合はこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数がある場合はこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会が定める職員を除く。）の給料月額は、当分の間、特定日以後、第1項の規定によりその者の受ける給料月額に基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を加算した額とする。

4 前項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額がその者の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額と第1項の規定によりその者の受ける給料月額」とする。

5 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第1項の規定の適用を受ける職員に限り、第3項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受けるとの均衡上必要があると認められる職員の給料月額は、当分の間、人事委員会の定めるところにより、第1項の規定によりその者の受ける給料月額に前2項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額とする。

6 第3項または前項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受ける職員以外の第1項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情等を考慮して当該給料月額を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の給料月額は、当分の間、人事委員会の定めるところにより、同項の規定によりその者の受ける給料月額に前3項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額とする。

7 当分の間、第1項の規定の適用を受ける職員に対する職員の分限に関する条例第2条第2項、第2条の2第1項および第4項ならびに第5条の2の規定の適用については、同条例第2条第2項中「職員」とあるのは「幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年品川区条例第32号。以下「給与条例」という。）付則第7条第1項の規定による場合のほか、職員」と、同条例第2条の2第1項中「とする」とあるのは「とする。ただし、給与条例付則第7条第1項の規定による降給は、この限りでない」と、同条例第4項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、給与条例付則第7条第1項の規定による降給は、この限りでない」と、同条例第5条の2中「とする」とあるのは「とする。ただし、給与条例付則第7条第1項の規定による降給は、この限りでない」とする。

8 第1項から前項までに定めるもののほか、第1項の規定および第3項の規定による給料月額その他第1項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

別表第1中「再任用職員以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再 任用短時 間勤務職 員	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
	229,400	268,200	291,300	330,300

## 付 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）付則第7条の規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項および第6項の規定により勤務している職員には適用しない。
- 3 令和3年改正法附則第4条第1項または第2項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用常時勤務職員」という。）の給料月額は、その者が令和3年改正法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。
- 4 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた暫定再任用常時勤務職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった暫定再任用常時勤務職員を含む。）に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年品川区条例第33号）第3条第2項の規定

により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に、1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）とする」とする。

- 5 令和3年改正法附則第6条第1項または第2項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、その者が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年品川区条例第33号）第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に、1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）とする。
- 6 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第22条第2号の規定を適用する。
- 7 暫定再任用常時勤務職員および暫定再任用短時間勤務職員（以下「暫定再任用職員」という。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第27条第3項および第31条第2項の規定を適用する。
- 8 改正後の条例第30条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の総額の算定に係る同条第3項の規定の適用については、同項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員および地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項もしくは第2項または附則第6条第1項もしくは第2項の

規定により採用された職員」とする。

9 幼稚園教育職員の給与に関する条例第11条、第12条および第14条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

10 第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、特別区人事委員会が定める。

(説明) 定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額を定めるほか、60歳に達した幼稚園教育職員に係る給与の算定方法等を改める必要がある。



新旧対照表

○幼稚園教育職員の給与に関する条例

新	旧
<p>(初任給および昇格昇給等の基準)</p>	<p>(初任給および昇格昇給等の基準)</p>
<p>第7条 (第1項から第5項まで省略)</p>	<p>第7条 (第1項から第5項まで省略)</p>
<p>6 職員を降給させる場合におけるその者の号給は、職員の分限に関する条例(昭和27年品川区条例第1号)第5条の2の規定に基づき、<u>その者が降給した日の前日に受けていた号給より3号給下位の号給(当該受けていた号給がその者の属する職務の級の最低の号給の上位3号給以内の号給である場合にあっては、当該最低の号給)</u>とする。</p>	<p>6 職員を降給させる場合におけるその者の号給は、職員の分限に関する条例(昭和27年品川区条例第1号)第5条の2の規定に基づき、<u>当該職員が降給した日の前日に受けていた号給より3号給下位の号給(当該受けていた号給が職員の属する職務の級の最低の号給の上位3号給以内の号給である場合にあっては、当該最低の号給)</u>とする。</p>
<p>7 <u>地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額</u>は、その者に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、<u>その者の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u></p>	<p>7 <u>地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項または第28条の6第1項もしくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)の給料月額</u>は、給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、<u>その者の属する職務の級に応じた額とする。</u></p>
<p>(第8項省略)</p>	<p>(第8項省略)</p>
<p>(勤務1時間当たりの給与額の算出)</p>	<p><u>(再任用短時間勤務職員の給料月額)</u></p>
<p>第22条 (第1号省略)</p>	<p>第7条の3 <u>地方公務員法第28条の5第1項または第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)</u></p>
<p>(2) <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> 勤務時間条例第3条第1項に規定する勤務時間を同条第3項の規定により定められたその者の勤務時間で除して得た数</p>	<p><u>の給料月額は、第7条第7項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に勤務時間条例第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u></p>
<p>(勤務1時間当たりの給与額の算出)</p>	<p>(勤務1時間当たりの給与額の算出)</p>
<p>第22条 (第1号省略)</p>	<p>第22条 (第1号省略)</p>
<p>(2) <u>再任用短時間勤務職員</u> 勤務時間条例第3条第1項に規定する勤務時間を同条第3項の規定により定められたその者の勤務時間で除して得た数</p>	<p>(2) <u>再任用短時間勤務職員</u> 勤務時間条例第3条第1項に規定する勤務時間を同条第3項の規定により定められたその者の勤務時間で除して得た数</p>

新	旧
<p>(期末手当)</p> <p>第27条 (第1項から第2項まで省略)</p> <p>3 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の25」とあるのは「100分の10」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」と、「100分の110」とあるのは「100分の65」と、「100分の85」とあるのは「100分の50」と、「100分の90」とあるのは「100分の55」とする。</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第30条 (第1項から第2項まで省略)</p> <p>3 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の102.5」とあるのは「100分の50」と、「100分の122.5」とあるのは「100分の60」とする。</p> <p>(義務教育等教員特別手当)</p> <p>第31条 職員には、義務教育等教員特別手当を支給する。</p> <p>2 義務教育等教員特別手当の月額は、4,150円を超えない範囲内で、職務の級および号給 (<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあつては、職務の級)の別に応じて、人事委員会の承認を得て規則で定める。</p> <p>(扶養手当および住居手当についての適用除外)</p> <p>第31条の2 第11条、第12条および第14条の規定は、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>には適用しない。</p> <p>付 則</p> <p>(第1条から第6条まで省略)</p> <p>(職員<sup>の</sup>定年の引上げに関する経過措置)</p> <p>第7条 <u>当分の間</u>、職員<sup>の</sup>給料月額は、その者が60歳に達した日後における最初の4月1日(第3項において「特定日」という。)以後、給料表の給料月額のうち、その者の属する職務の級および受ける号給に応じた額(この条例その他の条例の規定により、その者につき当該号給に応じた額と異</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第27条 (第1項から第2項まで省略)</p> <p>3 <u>再任用職員</u>に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の25」とあるのは「100分の10」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」と、「100分の110」とあるのは「100分の65」と、「100分の85」とあるのは「100分の50」と、「100分の90」とあるのは「100分の55」とする。</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第30条 (第1項から第2項まで省略)</p> <p>3 <u>再任用職員</u>に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の102.5」とあるのは「100分の50」と、「100分の122.5」とあるのは「100分の60」とする。</p> <p>(義務教育等教員特別手当)</p> <p>第31条 職員には、義務教育等教員特別手当を支給する。</p> <p>2 義務教育等教員特別手当の月額は、4,150円を超えない範囲内で、職務の級および号給 (<u>再任用職員</u>にあつては、職務の級)の別に応じて、人事委員会の承認を得て規則で定める。</p> <p>(扶養手当および住居手当についての適用除外)</p> <p>第31条の2 第11条、第12条および第14条の規定は、<u>再任用職員</u>には適用しない。</p> <p>付 則</p> <p>(第1条から第6条まで省略)</p>

新	旧
<p>なる給料月額が定められている場合は、当該異なる給料月額) に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数がある場合はこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数がある場合はこれを100円に切り上げるものとする。)とする。</p> <p>2 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員および常時勤務を要しない職員</p> <p>(2) 地方公務員法第28条の5第1項または第2項の規定により同法第28条の2第1項に規定する異動期間(同法第28条の5第1項または第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同法第28条の2第1項に規定する管理監督職を占める職員</p> <p>(3) 地方公務員法第28条の7第1項または第2項の規定により勤務している職員(同法第28条の6第1項に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)</p> <p>3 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日(以下この項および第5項において「異動日」という。)の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に第1項の規定によりその者の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日にその者が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数がある場合はこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数がある場合はこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(人事委員会が定める職員を除く。)の給料月額は、当分の間、特定日以後、第1項の規定によりその者の受ける給料月額に基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を加算した額とする。</p> <p>4 前項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額がその者の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における</p>	

新	旧
<p>同項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額と第1項の規定によりその者の受ける給料月額」とする。</p> <p>5 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第1項の規定の適用を受ける職員に限り、第3項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受けるものとの均衡上必要があると認められる職員の給料月額は、当分の間、人事委員会の定めるところにより、第1項の規定によりその者の受ける給料月額に前2項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額とする。</p> <p>6 第3項または前項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受ける職員以外の第1項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情等を考慮して当該給料月額を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の給料月額は、当分の間、人事委員会の定めるところにより、同項の規定によりその者の受ける給料月額に前3項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額とする。</p> <p>7 当分の間、第1項の規定の適用を受ける職員に対する職員の分限に関する条例第2条第2項、第2条の2第1項および第4項ならびに第5条の2の規定の適用については、同条例第2条第2項中「職員」とあるのは「幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年品川区条例第32号。以下「給与条例」という。）付則第7条第1項の規定による場合のほか、職員」と、同条例第2条の2第1項中「とする」とあるのは「とする。ただし、給与条例付則第7条第1項の規定による降給は、この限りでない」と、同条例第4項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、給与条例付則第7条第1項の規定による降給は、この限りでない」と、同条例第5条の2中「とする」とあるのは「とする。ただし、給与条例付則第7条第1項の規定による降給は、この限りでない」とする。</p> <p>8 第1項から前項までに定めるもののほか、第1項の規定および第3項の</p>	

新	旧
<p>規定による給料月額その他第1項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。</p>	
<p>(委任)</p>	<p>(委任)</p>
<p>第8条 付則第2条から付則第6条までに規定するもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。</p>	<p>第7条 付則第2条から前条までに規定するもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。</p>
<p>別表第1 (省略)</p>	<p>別表第1 (省略)</p>
<p>付 則</p>	
<p>1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。</p>	
<p>2 改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）付則第7条の規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項および第6項の規定により勤務している職員には適用しない。</p>	
<p>3 令和3年改正法附則第4条第1項または第2項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用常時勤務職員」という。）の給料月額は、その者が令和3年改正法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</p>	
<p>4 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた暫定再任用常時勤務職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった暫定再任用常時勤務職員を含む。）に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年品川区条例第33号）第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間</p>	

新	旧
<p>で除して得た数を乗じて得た額（その額に、1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）とする。」とする。</p> <p>5 令和3年改正法附則第6条第1項または第2項の規定により採用された職員（以下「<u>暫定再任用短時間勤務職員</u>」という。）の給料月額は、その者が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、<u>幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年品川区条例第33号）第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に、1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）とする。</u></p> <p>6 <u>暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第22条第2号の規定を適用する。</u></p> <p>7 <u>暫定再任用常時勤務職員および暫定再任用短時間勤務職員（以下「<u>暫定再任用職員</u>」という。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第27条第3項および第31条第2項の規定を適用する。</u></p> <p>8 <u>改正後の条例第30条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の総額の算定に係る同条第3項の規定の適用については、同項中「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」とあるのは、「<u>定年前再任用短時間勤務職員および地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項もしくは第2項または附則第6条第1項もしくは第2項の規定により採用された職員</u>」とする。</u></p> <p>9 <u>幼稚園教育職員の給与に関する条例第11条、第12条および第14条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</u></p> <p>10 <u>第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、特別区人事委員会が定める。</u></p>	

新旧対照表

○幼稚園教育職員の給与に関する条例

新						旧					
別表第1（第6条、第20条関係） 幼稚園教育職員給料表						別表第1（第6条、第20条関係） 幼稚園教育職員給料表					
職員 の区 分	職務の 級	1級	2級	3級	4級	職員 の区 分	職務の 級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	(省 略)	円 (省略)	円 (省略)	円 (省略)	円 (省略)	再任 用職 員以 外の 職員	(省 略)	円 (省略)	円 (省略)	円 (省略)	円 (省略)
		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額			再任 用職 員	229,400	268,200	291,300
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		229,400	268,200	291,300	330,300						